

秋田県警察緊急配備に関する訓令

昭和60年 3月10日本部訓令第3号
最終改正 令和4年10月26日

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）及び広域緊急配備要綱（令和4年4月1日付け警察庁乙生発第9号ほか。）に基づき、緊急配備に関して必要な事項を定めている。